### 1 業務名

第26回参議院議員通常選挙 選挙公報ポスティング業務(豊平区)

#### 2 業務の目的

選挙公報は、国政選挙においては各都道府県において作成され、公職の候補者の氏名、経歴、 政見等が記載されており、有権者が投票を行う際の参考となる媒体である。

本業務は、第26回参議院議員通常選挙において、公職選挙法第170条第1項に基づき、選挙公報を市選挙管理委員会事務局(以下、「市選管」という。)から受領し、豊平区選挙管理委員会事務局(以下、「区選管」という。)の指示に従って、選挙期日の二日前までに該当する世帯全てに配布することを目的とする。

なお、選挙期日については、現在のところ確定していないが、7月10日、7月17日、7月24日 のいずれかを想定している。

# 3 業務に係る基本事項

(1) 選挙公報の規格

ブランケット判(新聞紙1ページ大)7~8枚程度

※ 参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報2種を丁合し一 組としたものを1部とする。

#### (2) 選挙公報の引渡部数

市選管担当者立ち会いのもと、市選管が指定する場所において受託者に引き渡す。詳細は、市選管と打ち合わせること。

# ア 引渡予定部数等

配布部数	予備分	引渡部数
70, 517部	4,483部	75,000部

# ※ 200部梱包375個

# イ 引渡予定日時・引渡予定場所

契約締結後、市選管が別途指示する。

※ 引渡場所については札幌市内若しくは札幌市近郊の印刷工場1~3箇所となる見込み

## (3) 配布区域

豊平区において、区選管が指定する区域(概ね町内会単位)。詳細は契約締結後に区選管で

引き渡す「配布台帳」及び地図により指示する。なお、配布区域及び区域ごとの配布予定部数については別紙1「豊平区選挙公報ポスティング配布計画書及び配布報告書(以下、「配布計画書」という。)」のとおり。また、各町内会の住所については、下記HPも参照すること。

・ まちトモNavi (http://www3.city.sapporo.jp/shimin/shinko/)

## (4) 配布対象

ア 配布区域内の全世帯及び区選管が指定する場所(事業所、二世帯住宅、施設等)

#### イ 注意点

- (ア) 外形上、世帯を兼ねていると判断される事業所には配布する。
- (イ) 複数世帯と判断される住宅(表札が2枚以上、ポストが2つ以上等)には、世帯分を 配布する。
- (ウ) その他、市民からの要望等を受けて事業所や施設に配布する場合などについては別途 配布台帳で指示する。

### (5) 配布部数

特に指定のない限り、各世帯1部とする。

#### (6) 配布期間

選挙公報受領後、できる限り速やかに配布し、**選挙期日2日前の午後5時**までに配布すること。なお、過去の参議院議員通常選挙における配布期間等は下表のとおり。

	公示日	選挙公報印刷	法定配布期限	配布期間 (受領日含む)
第24回 (H28.7.10執行)	6月22日	6月27日	7月8日	12日間
第25回 (R1.7.21執行)	7月4日	7月9日	7月19日	11日間

#### 4 配布体制

次の各項に留意の上、配布体制を整えること。

- (1) 受託者は、自己の責任と費用負担により、業務を行うために必要な施設、機材及び人員等を確保すること。
- (2) 業務全体を把握する管理責任者を置くこと。
- (3) 配布計画書の地区ごとに配布責任者を配置し、管理責任者は配布責任者及び市・区選管との事務連絡体制を確立すること。
- (4) 配布状況など業務に係る情報を常に迅速かつ正確に把握できるようにするとともに、市・区 選管の求めに応じて報告できるようにすること。
- (5) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただ

し、やむを得ない事情により、配布業務の一部を再委託する場合は、事前に市選管へ下記ア〜 ウの書類を提出し、承認を受けること。

また、受託者は、再委託先が暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)でないこと、及び暴力団又は暴力団員に関与していないことを事前に確認すること。

なお、再委託可能な範囲は、本業務の管理統括を除く配布業務とし、委託元が承認を得て再 委託する場合、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

- ア 再委託にかかる申請書(任意様式)
- イ 選挙公報再委託先一覧(別紙2)
- ウ 申出書(別紙3)

# 5 配布業務の内容

(1) 配布台帳等の受領

受託者は、配布開始前に区選管にて「配布台帳」及び「地図」を受領すること。受領日時については、受託者が区選管の担当と打ち合わせの上決定すること。

- (2) 配布計画書の作成・提出
  - ア 配布区域の誤認や、配布員の手配漏れを防ぐため、「配布計画書」を作成し、配布エリア ごとの配布員を明確にすること。配布計画書は事前に区選管に提出し、承認を受けること。
  - イ 受託者は、配布員に対して注意事項を書き込んだ配布エリアの地図を渡し、個別に指導するなど、配布地域、配布方法について十分な周知徹底を図ること。
  - ウ 1つの町内会の配布を複数人が担当する場合には、その旨を配布計画書に記載するととも に、代表者の名前を併せて記載すること。
- (3) 選挙公報の保管・仕分け
  - ア 市選管から受領した選挙公報は、受託者の責任において使用できる倉庫等で厳重に保管すること。なお、倉庫等については、余裕を持ったスペースを確保すること。
  - イ 配布開始前に、配布台帳にある地区ごとに選挙公報を仕分け・梱包するなど、誤配を未然 に防止する体制を整えるとともに、仕分け等の際には、管理責任者等が立ち会うこと。
  - ウ 以上の体制について、市・区選管の求めに応じて報告を行うこと。

#### (4) 配布作業

ア 配布時間帯は、最終日を除き、原則として午後8時までとする。ただし、配布台帳に特に 定めがある場合はそれに従うこと。

- イ 選挙公報は、原則、ドアポストに投函すること。ただし、オートロックのマンション等に ついては、集合ポストに入れることも可とする。また、管理人のいるマンション等において、 配布引き受けの申し出があった場合は、一括して引き渡すことができるものとする。
- ウ ポストに投函する際は、原則、選挙公報全体をポスト奥に完全に投函し切ること。ただし、 配布台帳に特に定めがある場合はそれに従うこと。
- エ 選挙公報は、水濡れ、破損、汚損、紛失することがないように取り扱うこと。
- オ 配布中に接する市民には、誠実に対応すること。
- カ 区選管から受領した配布台帳は紛失することのないように慎重に取り扱うこと。

#### (5) 配布漏れ

配布漏れの連絡を受けた場合、受託者は速やかに選挙公報を該当世帯に届けるとともに、区 選管に完了の報告をしなければならない。なお、配布漏れ世帯に対しては、原則として謝罪の 上、手渡しすることとする。

# (6) 併配

市選管が認めた場合を除き、他の刊行物等と一緒に配布してはならない。

### (7) 配布部数の確定

管理責任者は、配布期間経過後に各配布員から配布日・配布部数・その他注意事項等が記入 された配布台帳を受け取り、取りまとめの上、配布部数を確定させること。なお、市民からの 未配布の連絡等によって配布した分については、配布部数には含まないこととする。

# (8) 配布報告及び完了届等の提出

- ア 管理責任者は、各配布員の配布進捗状況を随時把握するよう努めること。
- イ 中間報告として、配布期限2日前の配布終了時において、配布が完了した町内会について、 5-(2)-アで作成した「配布計画書」により、翌日の午前中までに市・区選管に報告し、配 布の進捗状況について、相互に確認の上、配布遅延の恐れがある場合には、予防策を講じる こと。
- ウ 受託者は、配布期限当日の午後5時までに「配布計画書」により、市・区選管に最終報告を行うこと。最終報告においても、いまだ配布が完了していない町内会が生じた場合は、市・区選管とも協議の上、配布完了のための必要な策を早急に講じ、同日の午後8時までには配布をすべて完了させるとともに、配布が完了次第、「配布計画書」に追記し、逐次市・区選管に報告すること。
- エ 「配布計画書」の「配布完了日」欄が全て記載されていることを市・区選管が確認したことをもって、配布完了したものとする。なお、受託者は配布完了後、「配布完了報告書」 (別紙4)を速やかに市・区選管へ報告すること。

- オ 上記イ~エの報告については、電子メールにて報告すること。
- カ 受託者は、配布部数確定後、「配布台帳」及び「地図」を区選管に返還するとともに、所 定の「配布部数確認書」(別紙5)に確認印を区選管から受領の上、市選管に「完了届」等 の書類とともに提出すること。
- (9) 選挙公報の残部は、配布漏れの対応に備え、受託者において配布期限後1週間程度保管し、その後、速やかに市選管へ返納すること。

#### (10) その他

- ア業務履行中に事故等が発生した場合は、ただちに区選管へ報告し、その指示に従うこと。
- イ 配布期間中、管理責任者等は市・区選管と常に連絡がとれる体制を確保すること。
- ウ 重大なトラブル等が発生した場合は、上記の対応の後、トラブル発生の経緯と対応、原因 と再発防止策について書面にて区選管に報告すること。

# 6 配布台帳の取り扱い

- (1) 配布台帳には個人情報が掲載されており、情報の漏えい、紛失、破損などがないよう、特に慎重に取り扱うこと。また、配布員にもその旨徹底させること。
- (2) 配布台帳の保管に当たっては、バインダーに綴じるなど、紛失を防ぐよう細心の注意を払うとともに、配布作業の際には持ち出さないようにするとともに、車内に置いておく場合は盗難に十分に注意すること。また、配布員は配布を行う際、注意事項を記入した地図等、配布に当たって最低限必要な情報のみを携帯すること。
- (3) 万が一配布台帳を紛失した可能性がある場合は、速やかにその旨を区選管に報告し、区選管の指示に従って必要な措置を講ずること。

## 7 情報管理、秘密保持

- (1) 受託者は、配布世帯の情報をはじめとして、業務上知り得た情報は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。また、当該契約期間終了後も同様とする。

# 8 契約期間

契約締結日から令和4年8月5日(金)まで

## 9 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、市選管又は区選管が立ち入り検査の必要があると認めたときは、速やかに応じるとともに、立ち入り検査を実施する際は必ず同席すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、市選管と協議の上、定めることとする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、市が運用する札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

# 豊平区選挙公報ポスティング配布計画及び配布報告書

管理責任者 (連絡先)

地区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告	最終報告	未了分の 完了報告	配布完了日
	豊平第18分区町内会	946					
	エクセルⅢ	73					
	豊平第10分区町内会	708					
	豊平第8分区町内会	639					
	豊平第15分区町内会	885					
	道営住宅 豊平公園団地	54					
	豊平第3分区町内会	790					
豊平	豊平第12分区町内会	2,693					
	豊平第6分区町内会	405					
	豊平第14分区町内会	784					
	豊平第17分区町内会	645					
	豊平第2分区町内会	199					
	豊平第7分区町内会	420					
	豊平第11分区町内会	1,225					
	アカシヤ町内会	285					
	美園第二町内会	2,254					
	美園第三町内会 美園第4町内会(一部)	2,070					
	美園第八町内会(一品)	1,045					
美園	部)	502					
	美園第一町内会	1,205					
	美園第10町内会	881					
	美園第7町内会(一部)	1,325					
	美園第6町内会	1,400					
	平岸曙町内会	1,185					
	平岸一区旭町内会 平岸1区幌平町内会	960 923					
		923					
	平岸第1あゆみ町内会	179					
	平岸5条9丁目地域 平岸坂下町内会	24 726					
	平岸稲穂町内	338					
	平岸1条5丁目地域	20					
平岸	平岸1条6丁目地域	57					
	平岸みずほ町内会	771					
	平岸泉町内会	230					
	平岸新生町内会	287					
	木の花町内会	427					
	平岸1区中央町内会 (一部)	353					
	平岸1区西町町内会	1,271					
	平岸中央東町内会(一部)	573					
	中の島2区第2町内会 (一部)	1,095					
	中の島三区第1町内会	806					

地区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告	最終報告	未了分の 完了報告	配布完了日
	中の島一区第2町内会	977					
中の島	中の島三区第3町内会	627					
1 47110	中の島2区第1町内会	834					
	中の島2第3町内会	710					
	中の島1区第1町内会	606					
	中の島1区第3町内会 (一部)	716					
	月寒北部町内会	124					
	月寒東3条7丁目睦町 内会	282					
	月寒東さつき町内会	175					
	あかつき町内会	172					
	ガーデンヒルズ月寒中 央	36					
	旧いこい町内会	210					
	アイリスコート	15					
	エムズ月寒西	41					
	第一はまなす町内会	168					
	七丁目睦会	157					
	月寒東四条十丁目町 内会	210					
	月寒五区第一町内会	210					
	セントポーリアクレア (旧エスペランサ月寒)	26					
	月寒東4条8丁目西町 内会	207					
	月寒公園通南町内会	265					
	旧月寒10丁目町内会	41					
	十一丁目町内会	250					
	月寒東一条5·6町内会	185					
	月寒東5条9丁目町内	303					
	すみれ親和町内会	123					
	月寒東1条1丁目町内 会	152					
月寒	双葉自治会	74					
	弥生町内会	92					
	月寒いずみ町内会	485					
	月寒さつき町内会	92					
	月寒七区第一町内会	609					
	月光町内会	120					
	すずらん自治会	109					
	月が丘町内会 月寒三区町内会	285					
	月寒三区町内芸 旧月寒7丁目町内会	1,263 105					
	月寒東1条8丁目地域	63					
	月寒東4条第一町内会	163					
	月寒新町町内会	245					
	月寒E団地自治会	58					
	幸町自治会	64					
	月寒第一ライラック町 内会	230					

地区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告	最終報告 (O/O)	未了分の 完了報告	配布完了日
	月寒田園町内会	111					
	月寒東中央町内会	537					
	よつば町内会	137					
	望月町内会	848					
	ポプラ町内会	139					
	旧新和町内会	155					
	月寒東236町内会	187					
	豊友会	117					
	月見町内会	340					
	月寒大東町内会	674 168					
	さつき親和町内会 月寒二区町内会	1,420		-			
	エコライフ西岡団地自						
	治会	2					
	南羊ケ丘町内会	479					
	西岡さくら町内会	913					
	ノースパレス福住壱番・ 弐番・参番館	65					
	福住むつみ町内会	468					
	西岡南団地自治会	219					
	事業団福住宿舎自冶 会	139					
	クラシック福住	5					
	協和町内会	184					
	福住北町内会	927					
	プレステージ福住西	35					
	福住望洋町内会	401					
西岡•福住	福住さつき町内会(一部)	240					
	西岡クローバー町内会	492					
	西岡公園パークヒルズ 町内会	138					
	チサンマンション西岡 弐番館町内会	142					
	福住中央町内会	1,223					
	福住第三町内会	842					
	上福住町内会	529					
	旭台町内会	204					
	西岡第1町内会	315					
	西岡2区こぶし町内会	524					
	西岡2区高台町内会	463					
	福住郵政アパート自治会	43					
	月寒東4条11丁目地区	29					
	八紘町内会	197					
	東月寒羊ケ丘町内会	1,061					
	東月寒3区第三町内会	208					
	旧東月寒3区第11町内 会	149					
	東月寒中央町内会	96					
	UR都市機構羊ヶ丘団 地	105					
	東しらかば町内会	309					
	東月寒三区第九町内会	184					
	東月寒たかの町内会	240					
	東月寒南ヶ丘町内会	400					

地区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (〇/〇時点)	最終報告 (O/O)	未了分の 完了報告	配布完了日
東月寒	東月寒希望ヶ丘町内会	490					
	東月寒3区第七(若葉) 町内会	170					
	東月寒一区みどり町内 会	76					
	東月寒3区第四町内会	288					
	東月寒二二七町内会	71					
	東月寒第一町内会	143					
	東月寒第二町内会	70					
	東月寒3区第八町内会	152					
	月寒東八紘台町内会	153					
	クラークヒルズ1〜4号 棟	54					
	東北通町内会	160					
	東月寒アカシヤ町内会	320					
	メゾンドルチェ平岸町内 会	99					
	南平岸第八町内会	1,277					
	ディオステージ平岸	30					
	丸増平岸ハイツ第1·第 2	143					
	南平岸第五町内会	1,360					
	シャトーさわだ	52					
	平岸南町内会	250					
	ホークメゾン札幌	155					
	平岸高台第7町内会 (一部)	260					
	グラナイト414	17					
南平岸	精進川団地自治会	56					
H3 1 74	平岸高台第一町内会	470					
	南平岸駅前町内会	1,100					
	南平岸第九町内会	250					
	平岸高台第六町内会	123					
	平岸公団町内会	104					
	平岸高台第三町内会	261					
	平岸高台第五町内会	376					
	南平岸東町内会	1,103					
	平岸高台中央町内会	419					
	緑風町内会	125					

# 再委託先一覧【豊平区】

DD

FF

札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇 札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇 札幌市〇〇区〇〇丁目〇

配布担当エリア(町内会) 暴力団・暴力団員の 関与がないことの確認 再委託先名 再委託先 住所 地区 町内会名 予定配布部數 □□町内会 ○○町内会 □□自治会 ○○町内会 В □□ ○○町内会
□□ □□町内会
□□ □□町内会
□□ □□町内会
□□ □□町内会 □□ □□□自治会 □□ □□□町内会 ○□ □□町内会 ○□ □□町内会 ○□ □□町内会 Н □□ ○○町内会 ○○ □□町内会 ○○ ○○町内会 □□ □□町内会 札幌市〇区〇丁目〇一〇
 札幌市〇区〇〇丁目〇一〇
 札幌市〇区〇〇丁目〇一〇 N <u>n</u> 札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇 札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇 札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇 札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇 札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇 
 ○○
 ○○町内会

 ○○
 □□町内会

 ○○
 ○○町内会

 ○○
 □□町内会

 □□
 町内会未整備地区

 □□
 □□町内会

 □□
 □□町内会

 □□
 □□町内会

 ○○
 ○○町内会

 ○○
 □□町内会

 ○○
 □□町内会

 ○○
 □□町内会
 R 札幌市〇区〇丁目〇一〇
札幌市〇区〇〇丁目〇一〇
札幌市〇区〇〇丁目〇一〇 R □□町内会 ○○町内会 □□町内会 ○○町内会 札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇 札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇 札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇 札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇 札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇 □□町内会 □□町内会 ○○町内会 札幌市〇区〇丁目〇一〇
 札幌市〇区〇〇丁目〇一〇
 札幌市〇区〇〇丁目〇一〇
 札幌市〇区〇〇丁目〇一〇
 札幌市〇区〇〇丁目〇一〇
 札幌市〇区〇〇丁目〇一〇 00 〇〇町内会 〇〇町内会 〇〇町内会 〇〇町内会 〇〇町内会 ДД BB BB ВВ 〇〇町内会

00

□□ □□町内会
□□ □□町内会
□□ □□団地
□□ □□団地
□□ □□目治会

# 申 出 書

年 月 日

(あて先) 受託者

住所申出人商号又は名称職・氏名

印

下記事項を誓約した上で、第 26 回参議院議員通常選挙 選挙公報ポスティング業務(豊平区)の一部に従事することを申し出ます。

記

- 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第6号)に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- 2 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当すること のないこと。
  - (1) 役員等(申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。) が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められる者。
  - (2) 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

# 配布完了報告書

札幌市 区

区分	地区名		配布完了	了日時	
最初に配布完了した地区		月	日	時	分
最後に配布完了した地区		月	日	時	分

※「配布完了日時」欄の時刻は24時間制で記入すること。

# 第26回参議院議員通常選挙 選挙公報ポスティング業務 (豊平区)

# 配布部数確認書

区名	配布部数	確認印
	部	
	нь	